

# 令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃止 ・ 縮減 ）

No	1	府省庁名 厚生労働省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他（ ）		
見直し項目名	公害防止用設備に係る特例措置の廃止		
見直し内容 (概要)	<p>・ 廃止の内容</p> <p>公害防止用設備（テトラクロロエチレン溶剤等を使用する活性炭吸着回収装置内蔵型のドライクリーニング機）に係る固定資産税の課税標準の特例措置（課税標準を1/2に軽減するもの）を廃止する。</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第15条第2項、同条第3項</p> <p>地方税法施行令附則第11条第4項</p> <p>地方税法施行規則附則第6条第10項（地方税法施行規則第16条の6第5項）、同条第11項</p>		
増収見込額	[平年度] ー ( ー )	[改正増減収額] ー	(単位：百万円)
廃止又は縮減の理由	実績が僅少であるため。		
ページ		1 - 1	